

監査実施結果報告書(厚生年金基金)

1 総括

基金数	監査実施数	是正指導	
		基金数	指導項目数
595 基金	127 基金	113 基金	838 件

※ 基金数は平成23年3月31日現在

2 指摘事項内

区分	指摘・是正改善事項
基金の状況	<p>基金財政運営については、最低積立基準額及び最低責任準備金が財政検証の結果、財政運営基準に定める積立水準を満たしていない状況にあり、今後、更なる成熟度の上昇が見込まれることから、積極的な事業所の編入に努める等、財政基盤の強化と健全性の維持に努めること。</p>
	<p>代議員会は、厚生年金基金事務取扱い準則及び規約に基づき年2回以上開催すること。</p>
	<p>代議員選挙執行規程に、互選代議員が母体企業の従業員たる加入員の立場を代表する者であることについて、選挙前に加入員に周知を行う旨の規程を設けるとともに、当該規程に基づく周知を行うこと。</p>
	<p>代議員及び役員の立候補届は、選挙長が受付すること。</p>
	<p>代議員選挙執行規程及び役員選挙執行規程に基づき、選挙長は、選挙事務が終わった際に選挙録を作成し、理事長に送付すること。</p>
	<p>監事の選挙は、規約及び役員選挙執行規程に基づき、代議員及び理事の選挙による当選人の確定後、最初に招集される代議員会において行うこと。</p>
	<p>代議員及び役員の欠員に伴う補充は、速やかに行うこと。</p>
代議員会	<p>代議員がやむを得ない理由などにより代議員会に出席できない場合は、厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、代理出席ができる旨、各代議員に周知すること。</p> <p>なお、代議員会に代理出席する場合は、当該代理人から代理権を証する書面を代議員会に提出させること。</p>
	<p>代議員会の代理出席に伴う委任状には、欠席理由欄を設けること。</p>
	<p>代議員会において、あらかじめ通知のあった審議事項については、賛否の数に代理出席による議決権も加えること。</p>
	<p>代議員会の表決については、代議員会運営規程に基づき、適正に実施すること。</p>
	<p>代議員会会議録は、議長及び代議員会において定めた署名人が署名すること。</p> <p>なお、代議員会の会議録は詳細に記載するよう努めること。</p>

区分	指摘・是正改善事項
理事会	理事会は、厚生年金基金の事業運営基準に基づき、毎事業年度少なくとも2回以上開催すること。
	疾病等により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知を受けた会議事項について、書面により理事会の議事に加わることができる旨、各理事に周知すること。
	常務理事及び運用執行理事の選任は、規約に基づき、理事会の同意を得るとともに、理事長の指名により行うこと。
	学識経験顧問設置規程に基づき、学識経験顧問の委嘱及び委嘱の更新をする場合は、理事会の同意を得ること。
	理事長の行う業務の一部を常務理事に委任する場合は、規程を作成するなど委任すべき事項を文書をもって明確にすること。
	常務理事への事務委任規程に、職員の出退勤及び出張に関する事項を追加すること。
	理事会会議録は、議長及び理事会において定めた署名人が署名すること。なお、理事会の会議録は詳細に記載するよう努めること。
事務組織	基金職員の事務分掌については、職員毎の事務分掌を明確にするとともに、基金の規程又は内規として定めること。
	職員の任免について、職員任免簿又は理事長が任免したことがわかる書類を作成すること。
	職員任免簿については、決裁欄を設けること。 また、職員の任免を行った場合は漏れなく任免簿に記載すること。
	常務理事が出納員に任命されていたことから、厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、職員のうちから出納員を任命すること。
	出納員の任免に当たっては、理事長の決裁を受けること。
	出納員が交替した場合の引継は、財務及び会計規程に基づき、引継書を作成し適正に行うこと。
	なお、出納員の引継書類は、交替日の前日をもって作成すること。
	基金公印取扱に定める公印の保管責任者は、公印の使用者である常務理事とすること。
	基金の預貯金通帳の管理責任者を定めること。
	キャッシュカードの管理については管理責任者を定めること。 また、その使用に当たっては、管理責任者又は管理責任者の委任を受けた者とすること。
	母体企業からの職員の出向及び事務室等の貸与を受けていることについて、基金と母体企業の間で協定書又は覚え書き等を取り交わすこと。
	「厚生年金基金制度の施行について」(通知)に基づき、代議員の定数は理事の定数の倍数を超えるよう、速やかに規約及び代議員会運営規程を見直すこと。

区分	指摘・是正改善事項
監事監査	<p>厚生年金基金の事業運営基準の別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」及び監事監査規程に基づき、経理及び掛金に関する監査(月例監査)を毎月実施すること。</p>
	<p>厚生年金基金の事業運営基準の別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」及び監事監査規程に基づき、総合監査を実施すること。</p>
	<p>厚生年金基金の事業運営基準の別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」及び監事監査規程に基づき、監事が責任を持って監査を実施すること。 なお、監事以外の者が補助として行う場合は、監事による明確な指示のもとに実施すること。</p>
	<p>厚生年金基金の事業運営基準の別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」及び監事監査規程に基づき、監事は毎年度当初に監査計画書を作成し、理事長に通知すること。</p>
	<p>月例監査の監査項目の別紙について、監査事項「庶務関係」の項目の「6. 公印の保管状況」を「6. 公印の保管状況及び使用者」に改めるとともに、「7. キャッシュカードの保管状況及び使用者」を加えること。 また、監査事項「経理関係」の項目に「10. 金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高との突合結果」、「11. 会計伝票の決裁の実施状況」、「12. キャッシュカードによる入出金等と会計伝票との突合結果」を加えること。</p>
	<p>月例(四半期)監査は、厚生年金基金の事業運営基準の別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」に基づき、月例(四半期)監査用の別紙(調書)を使用し、当該別紙(調書)による事項(項目)及び監事監査規程に規定する監査項目を漏れなく監査すること。</p>
	<p>「事業計画の実施状況」及び「年金給付等積立金の管理及び運用に関する事項」について、厚生年金基金の事業運営基準の別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」及び監事監査規程に基づき、四半期毎に監査を実施すること。</p>
	<p>「業務概況の周知に関する事項」について、監査実施計画書に「業務概況の周知」を加えるとともに、当該監査事項の監査を実施すること。</p>
	<p>総合監査において、監査事項「諸法令、諸規則等の実施状況」、「事務能率及び経営合理化の状況」、「監督官庁の監査指示事項の改善状況」、「月例監査の指示事項の改善状況」及び決算関係監査調書中の確認事項「契約」に係る監査を実施すること。</p>
	<p>総合監査は、厚生年金基金の事業運営基準の別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」に基づき、総合監査用の別紙(調書)を使用し、当該別紙(調書)による事項(項目)を監査すること。</p>
	<p>監事は、個人情報保護の徹底について、個人情報保護管理規程に基づき、監査を実施すること。</p>
	<p>総合監査において使用する決算関係監査調書中の立会人署名欄及び監事氏名について、漏れなく署名すること。</p>
	<p>監査の実施結果に係る通知は、監事が作成し、理事長に通知すること。</p>

区分	指摘・是正改善事項
	基金原簿の役員の現況欄に常務理事及び運用執行理事の現況も加えること。
	規約原簿については、現況及び変遷を明確にすること。
	諸規程について、変遷を明確にすること。
	公印の使用に当たっては、公印管理規程に定められた責任者自らが押印すること。
	切手及び金券類は、受払簿により決裁を受けるなど適正に管理し、厳重な鍵のかかる金庫等で保管すること。
	役職員の給与及び賞与の額については、給与規程において支給根拠を明確にするとともに、その規程に基づき適正に支給すること。
	学識経験顧問への報酬及び旅費の支給について、規程又は内規等により根拠を明確にすること。
	職員の旅費については、出張伺及び復命書を作成するとともに、旅費規程に基づき適正に支給すること。
	代議員及び役員の旅費について、代議員及び役員旅費規程に基づき適正に支給すること。
	旅費の概算払いを行った際には、旅費規程に基づき、精算すること。
	役職員の退職手当引当金に係る予算は、毎年度、必要額を計上すること。
	毎事業年度の予算及び決算については、厚生年金保険法第118条に基づき代議員会で審議したうえで議決すること。
	<p>予算流用を行う場合は、予算流用決議書を作成し、必ず事前に理事長の決裁を受けること。 なお、予算の流用は、予算執行上必要な額をもって行うこと。</p>
	<p>公示事項は漏れなく公示すること。 なお、公示を要する文書については、年月日及び件名等を記載した帳簿を備え、その状況を整理しておくこと。</p>
	厚生年金保険法第128条(設立事業所の事業主の届出)の規定に基づく届出について、漏れなく事業主から提出させること。
	理事会に関する規程、個人情報保護に関する規程、電子計算機のデータ保護に関する規程を作成すること。
	廃業に伴う事業所削除にかかる規約変更について、理事長専決処分をした場合は、次の代議員会において報告し、承認を受けること。

区分	指摘・是正改善事項
契約	<p>契約については、財務及び会計規程に基づき、業者決定や契約書の作成について適正に行い、理事長の決裁を受けること。</p> <p>随意契約により調達を行う場合は、財務及び会計規程に基づき、複数の業者の見積もりを徴し、業者決定を適正に行うこと。</p>
財務及び会計	<p>出納員は、毎日、現金出納帳の収支残高と入金伝票及び出金伝票並びに現金有高を突合確認すること。</p> <p>手許現金は、財務及び会計規程に定めた額以内とすること。</p> <p>現金の取引については、入出金伝票により起票の上、現金出納帳へ記帳すること。</p> <p>会計伝票は、取引が発生した日又はその事実を知った日に起票すること。</p> <p>会計伝票には、出金又は振替に係る金額を確認できる書類を添付し、所定の決裁を受けること。</p> <p>「会計伝票の起票者」と「現金の出納担当者」は原則として別人とすること。 また、会計伝票の決裁の際には、最終決裁権者の決裁前に別の決裁を経ること。</p> <p>預貯金出納帳は、口座毎に作成し、会計伝票に基づき、経理区分毎に記帳すること。</p> <p>小切手は、使用の都度、受払簿により決裁を受けるなど適正に管理し、厳重な鍵のかかる金庫等で保管すること。</p> <p>厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、固定資産台帳を作成し、適正に管理すること。</p> <p>厚生年金基金の事業運営基準に基づき、物品の出納については、物品出納簿に正確に記載するとともに、常に良好な状態で使用できるように管理すること。</p> <p>経理処理における勘定科目は、財務及び会計規程に規定する科目を使用すること。</p>

区分	指摘・是正改善事項
掛金	各月の掛金の「調査確認及び調査決定」は、厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、遅くとも翌月15日までに行うこと。
	納入告知書の延滞金に関する記載事項に、厚生年金保険法附則第17条の14(延滞金の割合の特例)に関することを加えること。
	掛金の「調査確認及び調査決定決議書」及び「納入告知書」の掛金科目は、基金勘定科目に基づき表示すること。
	掛金が納付書を使用せずに、直接、基金口座に振り込まれた場合(ATM等での振込)であっても、事業主に領収証書を交付すること。
	掛金の収納に係る会計処理は、事実が発生した日又はその事実を知った日にその都度処理し、債権管理簿総括への記載を適正に行うこと。
	育児休業取得者の掛金免除にかかる納入告知額については、基金の規約において育児休業取得者の免除保険料額を免除することになっているにもかかわらず、基本標準掛金を免除していたことから、納入告知は適正に行うこと。
	掛金が納付期限内に納付されない場合は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき督促状を発付するとともに、滞納処分を執行するなど積極的な債権確保に努めること。
	掛金を滞納している事業所について、滞納処分票を作成し、滞納処分に係る処理の経過を記載すること。
	厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、債権管理簿を作成すること。
	延滞金の「調査確認及び調査決定」及び「納入告知」は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、遅滞なく適正に行うこと。
適用事務	延滞金は、「調査確認及び調査決定」時にその額を総勘定元帳に記帳すること。
	脱退事業所からの特別掛金は、規約に基づき漏れなく「調査確認及び調査決定」及び「納入告知」をするとともに、債権管理簿で管理すること。
年金給付	不納欠損の手続きは、時効完成により消滅することとなる債権金額、当該債権の発生年月、当該債務者の住所氏名又は名称、当該債権の発生から消滅に至るまでの処分の経過等を記載した書類を作成し、証拠書(滞納処分票、調査書等)を添付し、所定の決裁を受けること。
	二以上勤務者の掛金については、厚生年金基金令第36条に基づき徴収金とすること。
	厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、標準報酬改定通知書に教示文を記載すること。
	資格喪失届の受付日が資格喪失前になっていたことから、受付は適正に行うこと。
年金給付	未支給請求書については、死亡者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍抄本により確認すること。
	年金の未請求者について、その解消及び発生防止に積極的に取り組むこと。

区分	指摘・是正改善事項
資産運用	<p>厚生年金基金規則第41条の6に基づき、政策的資産構成割合を定めること。</p> <p>資産運用委員会は、資産運用委員会設置規程に基づき、定期的に開催するとともに、内容について代議員会に報告すること。</p>
福祉施設	<p>福祉施設の利用補助を行う場合においては、福祉施設に関する規程を作成すること。</p> <p>福祉施設給付金を現金で支給した場合は、請求者より領収証書を徴すこと。</p>
データ保護管理	<p>電子計算機処理データ保護管理規程を作成すること。</p>
データ保護管理	<p>電子計算機処理データ保護管理規程に基づき、保護管理者はオペレータを指定すること。</p> <p>また、経理担当責任者を置くとともに、経理担当責任者は経理担当オペレータを指定すること。</p>
	<p>電子計算機処理データ保護管理規程に、経理事務に関するデータ管理等の規定を加えるとともに、電子計算機処理に係る経理担当責任者の配置及び経理担当オペレータの指定を実施すること。</p>
個人情報保護	<p>個人情報保護管理規程を作成すること。</p> <p>また、当該規程に基づき、個人情報データベース等を取り扱う職員を定めること。</p>
	<p>個人情報を第三者に提供する場合は、規程に基づき行うこと。</p> <p>また、第三者に提供する場合においては、第三者提供の制限に関する契約を交わすこと。</p> <p>さらに、前記の二つの事項の実施に当たっては、理事長の決裁を受けること。</p>
情報開示	<p>厚生年金基金の事業運営基準に基づき、基金の業務概況について、加入員に周知すること。</p> <p>また、受給権者についても、可能な限り、加入員と同様の措置を講ずるよう努めること。</p>